学校いじめ防止基本方針

熊本県立牛深高等学校

平成２８年３月

－　目　次　－

１　いじめの防止等に関する基本的考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（１）いじめの防止等の対策に関する基本理念
（２）いじめの早期発見
（３）いじめへの対処
（４）保護者や家庭との連携について
（５）関係機関との連携について

２　いじめの定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

３　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の構成と役割　・・・・・・・　５
（１）構成
（２）組織の役割

４　年間計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（１）年間の取組について検証を行う時期
（２）取組の評価、いじめ防止対策委員会、校内研修会等の実施時期
（３）いじめの未然防止の取組と実施
　ア　人権教育
　イ　情報モラル教育
　ウ　生徒会活動
　エ　「命を大切にする」心を育む指導プログラム
　オ　授業改善等に関わるに取組
　カ　教職員の人権意識やコミュニケーション能力等のスキルを高める取組
（４）いじめの早期発見の取組と実施時期

５　いじめの積極的な認知と検証　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

６　いじめに対する措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　ア　基本的な考え方
　イ　いじめの発見・通報を受けたときの対応
　ウ　いじめられた生徒及びその保護者への支援
　エ　いじめた生徒への指導及びその保護者への助言
　オ　いじめが起きた集団への働きかけ
　カ　ネット上のいじめへの対応

７　重大事案への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

（付録１）熊本県立牛深高等学校におけるいじめ発生時の対応フローチャート・・　１０
（付録２）熊本県高等学校「いじめを許さない」宣言文　・・・・・・・・・・・・　１１
（付録３）熊本県高校生「いじめの防止等のための対策への提言」　・・・・・・　１２

１　いじめの防止等に関する基本的考え方

（１）いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る、人権にかかわる重大な問題であることを踏まえ、教育に携わるすべての者が、「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと、あらゆる手立てを講じて、防止しなければならない。

本校の教育方針である「誠実」・「敬愛」・「勤勉」・「創造」に基づき策定した具体的目標の内、「人権尊重の精神を涵養する教育活動の推進」と「豊かな人間性と品格を備えた生徒の育成」に則り、次の①～④をいじめの防止等の対策に関する指針とする。

①本校の教育活動全体を通して道徳教育を充実させ、読書活動・ボランティア活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度、心の通う人間関係を構築する能力を養う。

②自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、生活上の困難やストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じることができる学校生活づくりに努める。

④いじめの問題への取組の重要性について生徒及びその保護者に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

（２）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めなければならない。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。したがって、わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期段階から関わりを持ち、生徒がいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に対応することが必要である。

いじめの早期発見のため、本校では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめについて相談しやすい環境を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守るように努める。

（３）いじめへの対処

いじめが認知された場合、本校では直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事実を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や県教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応する。

このため、本校の教職員は、平素よりいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めるよう努めるとともに、組織的な対応を行うために「いじめ防止対策委員会」を設置する。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していく必要がある。さらに、すべての生徒が、発生し

たいじめに向き合うことをとおして、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていかなければならない。

（４）保護者や地域との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、本校と保護者、地域との連携が必要である。例えば、育友会や学校評議員会の中でいじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について保護者、地域と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と保護者、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

（５）関係機関との連携について

本校において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携を図り、平素から本校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

そのために、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行ったり、教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、地方法務局など、学校以外の相談窓口があることを生徒へ適切に周知したりするなど、本校が関係機関による取組との連携を図る。

２　いじめの定義

（定義）

第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※　「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めも行う。

いじめは、社会性を見に付ける途上にある児童・生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めなければならない。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認しなければならない。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、本校に設置した「いじめ防止対策委員会」を活用して行う。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

なお、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応しなければならない。

具体的な「いじめ」の様態例
・冷やかいしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる ・仲間はずれ、集団による無視をされる ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ・金品をたかられる ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取る。

３　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の構成と役割

（１）構成

学校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、情報に基づいた組織的対応をするために「いじめ防止対策委員会」（以下「委員会」という。）を本校に設置し、次のとおり構成する。なお、委員会については、保護者に周知する。

○教頭、生徒指導主事、年次・学年主任、カウンセラー、人権教育主任、外部専門家

（２）組織の役割

委員会は、本校の学校基本方針の策定やその見直し、各学校で定めたいじめ防止等の取組が計画どおりに進んでいるのかのチェックや、いじめへの対処に対する検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組みを、Ｐ・Ｄ・Ｃ・Ａサイクルの視点から検証を担う役割をもつ。

さらに、いじめの相談・通報の窓口としての役割を担うことから、生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて委員会に報告・相談することとする。加えて、委員会に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、本校の複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

なお、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に委員会を運用できるよう、構成

員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、本校の実情に応じてその運用を工夫する。

４　年間計画

（１）年間の取組についての検証を行う時期

・毎年度２月に年間の取り組みについて検証を行う。

（２）取組の評価、いじめ防止対策委員会、校内研修会等の実施時期

・本校独自のいじめに関するアンケートを年３回実施する。
・いじめ防止対策委員会を年２回実施する。
・いじめ問題に関する職員研修を１学期に実施する。

（３）いじめの未然防止の取組と実施時期

ア　人権教育

・年間３回（５月、１２月、月）のＬＨＲと性教育講演会（７月）を実施し、人権に関する基本的な知識を学び、その内容や意義について理解させ、人権が尊重される人間関係及び環境づくりを目指す。

イ　情報モラル教育

・教科「情報」を中心に、あらゆる教育活動の中で、インターネットやＳＮＳの正しいマナーに関する学習に取り組ませ、状況等必要に応じて情報モラルに関する講演会も取り入れる。

ウ　生徒会活動

・７月に生徒会を中心に「いじめを許さない宣言」を行い、人権尊重の精神を育む活動（人権標語など）をとおして、全校生徒でいじめを許さない気運を高める。

エ　「命を大切にする」心を育む指導プログラム

・保健や家庭科の授業をはじめとするあらゆる教育活動の中で、「命を大切にする心」を育み、夢をもって意欲的に何事にも取り組み、社会性や自己有用感・自己肯定感を高め、社会貢献のできる人材を育成する。

オ　授業改善等に関わる取組

・年２回（６月、１１月）の公開研究授業週間を通して中高連携を推進するとともに授業研究を実施し、分かりやすい授業づくりに努める。
・生徒に対して年２回（７月、２月）の授業評価アンケートを実施し、その結果は各教職員にフィードバックし、さらなる授業力の向上を図る。
・成績不振者に対する個別指導や、学年・部活動単位での指導等の取り組みを行い、授業内容の理解が不十分な生徒の、焦りや劣等感の軽減を図る。
・インクルーシブ教育の構築を図る。

カ　教職員の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高める取組

・人権に関する校内研修を年３回は必ず実施する。また、積極的に校外研修に参加する。

（４）いじめの早期発見の取組と実施時期

ア　アンケート調査

・５月、９月、１月に本校独自のアンケート調査を実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

イ　教育相談

・教育相談委員会を中心として、全職員で共通理解を図り、生徒に対応する。

ウ　個別面談

・担任は、二者面談をとおして、生徒の悩みを把握し、相談に応じる。

エ　相談窓口の周知

・育友会総会や学級懇談会等を通じて、保護者や生徒に校内の相談窓口の周知を図るとともに、「熊本県いじめ子ども安全相談電話（２４時間子供ＳＯＳダイヤル）」や県立教育センターにおける教育相談、いじめに関する通報及び相談体制を知ら

せる。

オ　チェックリストの作成

・「生活習慣アンケート」、「いじめのサイン発見チェックリスト（担任用）」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」、「教職員の振り返りチェックリスト（教職員用）」、「気になる生徒チェックシート」を定期的に活用し、いじめの早期発見に努める。

カ　校務運営委員会における情報の共有

毎週実施している校務運営委員会において、各年次・学年主任及びカウンセラーが生徒の現況報告を行い、共通認識を図る。

5　いじめの積極的な認知と検証

アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合、その結果を生徒、保護者、地域に公表し、検証する。

6　いじめに対する措置

<table>
<tr><td>ア　基本的な考え方</td><td colspan="2">・特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を活用し、速やかに組織的に対応する。
・被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
・いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではないことを認識し、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すよう指導する。
・教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">イ　いじめの発見・通報を受けたときの対応</td><td colspan="2">・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、対応する。
・わずかな兆候であっても、いじめの可能性を考えて、初期段階から関わりを持つ。
・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。</td></tr>
<tr><td>・いじめを発見、又は通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を伝える。</td><td>・委員会が中心となり、速やかに関係する生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
・事実確認の結果は、校長が責任を持って県教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">・いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合においては、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署及びその他関係機関と相談して対処する。
・いじめの行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申し合わせ事項による相談基準に基づいて、　所轄警察署に適時適切に相談を行う。</td></tr>
</table>

	・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
ウ　いじめられた生徒及びその保護者への支援	・いじめられた生徒から、事実関係の聞き取りを行う ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を保つことができるよう留意する。 ・生徒の個人情報及び事実に係る情報の取り扱い等においては、プライバシーに十分配慮するとともに、誤った情報が広まらないようにする。 ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。 ・いじめられた生徒や保護者に対し、「必ず守り通す」ことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。 ・事態の状況に応じて、複数の教職員が連携して、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。 ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い、支える体制をつくる。 ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。 ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。 ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。 ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
エ　いじめた生徒への指導及びその保護者への助言	・いじめたとされる生徒から~~も~~事実関係の聴き取り~~聴取~~を行う。 ・いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。 ・事実関係の聞き取りのあと、迅速に保護者に連絡し、いじめの事実に対して保護者の理解と納得を得る。そのうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。 ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人権に関わる重大な問題であり、人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。 ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景に~~も~~目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。 ・生徒の個人情報及び事実に係る情報の取り扱い等においては、プライバシーに十分配慮するとともに、誤った情報が広まらないようにする。 ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、特別指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。 ・教育上必要があると認められるときは、生徒に対して懲戒を加

	えることも考えられる。 ・いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える場合には、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
オ　いじめが起きた集団への働きかけ	・いじめを傍観していた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。 ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。 ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。 ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、いじめを根絶する意識を持たせる。
カ　ネット上のいじめへの対応	・インターネット上でのいじめを「しない、させない」環境づくりに努めるとともに、ＳＮＳ等のサービス利用で生徒がいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報安全の観点から、情報モラル教育を充実させる。 ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。 ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発進停止を求めたり、情報を削除したりできるので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局に協力を求める。 ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。 ・県教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。 ・生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。 ・ＳＮＳや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

7　重大事案への対処

牛深高校「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」により対処する。

（付録１）

熊本県立牛深高等学校におけるいじめ発生時の対応フローチャート

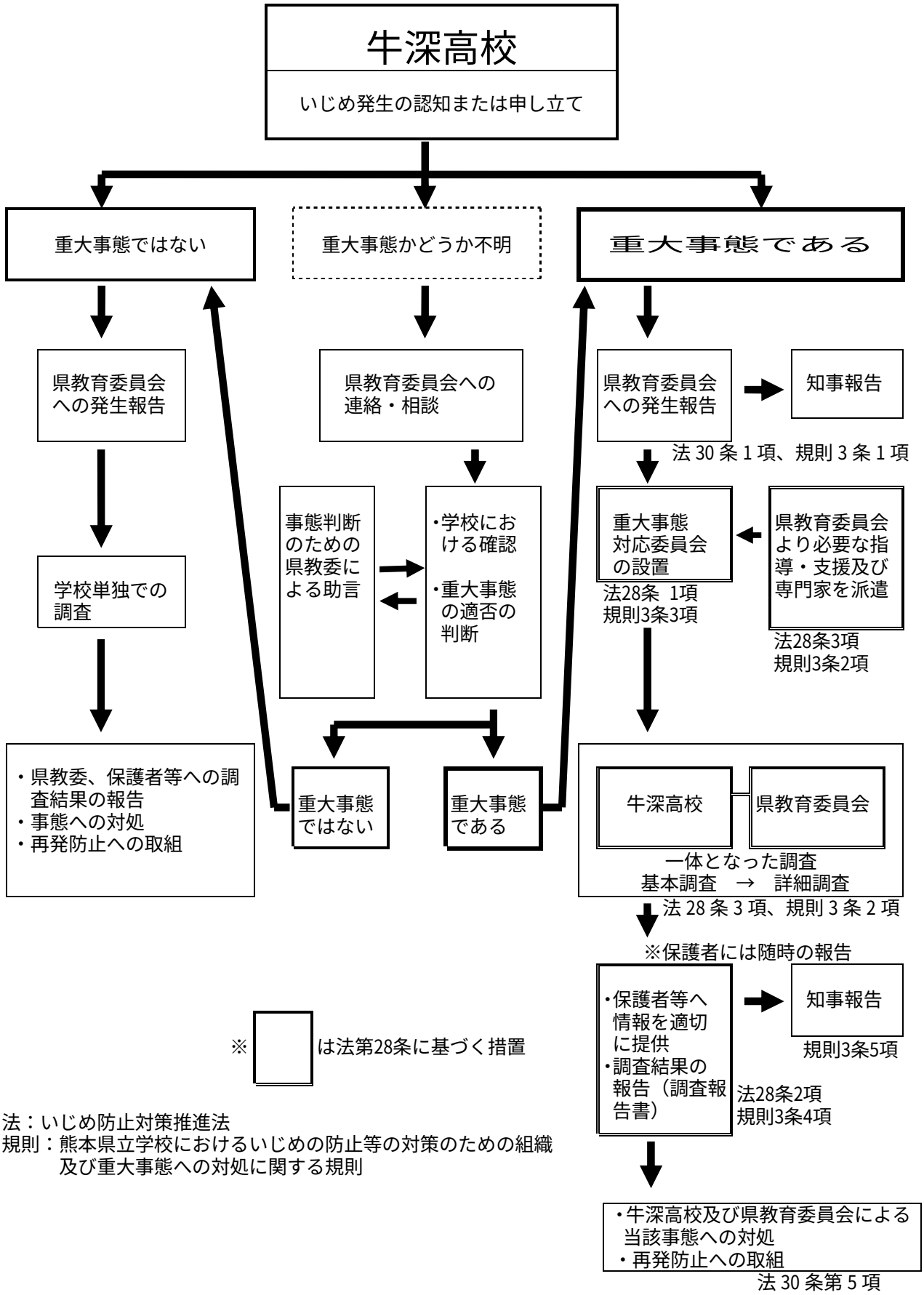

法：いじめ防止対策推進法
規則：熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則

（付録２）

熊本県高等学校
「いじめを許さない」宣言文

前　文

今日、“ いじめ ” というものは、ますます多様化・陰湿化し、本来尊重されるべき個性は軽んじられています。 その背景にあるのは、人と人とのつながりの弱さであり、さらには無関心であることです。
それが “ いじめ ” に拍車をかけているのです。
“ いじめ ” によって苦しんでいる仲間がいます。
人を傷つける権利は誰にもありません。 私たちはもう見逃しません。
そこで、私たちは “ いじめを許さない決意 ” をここに宣言します。

宣　言

一．私たちは、互いの個性を尊重し、相手の立場になって物事を考えます。

一．私たちは、思いやりの心を忘れず、仲間の小さな変化に気付きます。

一．私たちは、ＳＮＳ等に頼らず「自分の声」で直接伝え、正しい判断のもと行動します。

一．私たちは、学校内での理不尽な人間関係を見過ごさず、対等で信頼できる関係を築きます。

一．私たちは、自分から笑顔で挨拶をし、友達の輪を広げます。

平成 25 年度熊本県「いじめ防止高校生会議」生徒代表

（付録３）

平成２７年６月１３日「心のきずなを深めるシンポジウム」
熊本県高校生「いじめの防止等のための対策への提言」

１．いじめの防止

・互いに認め合い尊重し合うべきである。

・ＳＮＳやネットの良識ある利用を心がけるべきである。

２．いじめの早期発見

・定期的なアンケートを実施し、いじめを見逃さない環境を作り、不快なことがあれば、すぐに相談するようにすべきである。

３　いじめへの対処

・いじめがあった場合は、自分たちのことと捉えて解決に向けて行動するべきである。

・気軽に相談できるような、生徒主体の委員会等を設置する必要がある。

４　その他

・心から話せる友達を作れるような行事を目指し、先生、ＰＴＡ、地域の人々と連携して、いじめ問題に取り組んでいく必要がある。